

岡山県公報		発行 岡山県			
目次		担当課（室）			
【告示】				○ 職員団体の登録	
○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正		経営支援課		○ 〃	
(県例規集登載)				【人事委員会】	
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新		健康推進課		○ 〃	
○ 指定通所支援の事業の廃止の届出		指導監査課		○ 〃	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定		障害福祉課		○ 〃	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新		〃		○ 〃	
○ 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退		子ども家庭課		○ 〃	
○ 優良図書の推奨		〃		○ 〃	
○ 有害図書の指定		耕地課		○ 〃	
○ 土地改良事業の施行認可		〃		○ 〃	
○ 土地改良事業計画の変更の認可		〃		○ 〃	
【公告】				○ 〃	
○ 落札者等の決定		危機管理課		○ 〃	
○ 公共測量の終了		監理課		○ 〃	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課		○ 〃	
				人事委員会	
				担当課（室）	

◎岡山県告示第四百六十一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。
令和七年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第八条中「欄3に該当する者に限る。」及び「を「欄3に該当する者に限る。」」に改め、「までに該当する者に限る。」の下に「及び同表第十四号に掲げる資金（同号の融資の対象者の欄2に該当する者に限る。）」を加え、「及び金融機関」を「」及び金融機関」に改める。
別表第十四号を次のように改める。

14	協調支援型特別資金	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 1 協調支援型特別保証の対象となる者 2 1に該当する者であつて、米国の関税措置（アメリカ合衆国が実施した関税に係る措置をいう。）の影響を受け、又は受けることが見込まれる者	(1) 事業経営に必要な運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） (2) 知事が別に定める既往の借入金 の返済 資金（融資の対象者が2である場合を除く。）	同上	同上	10年以内（運転資金にあつては1年以内、設備資金及び運転設備資金にあつては3年以内）	同上	融資の対象者が1である場合は、年2.20%以内 融資の対象者が2である場合は、年1.80%以内	付表5のとおり	同上	同上
----	-----------	---	--	----	----	--	----	--	---------	----	----

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（経過措置）

- 2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

◎岡山県告示第四百六十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十月七日

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

のぞみ薬局 山下店

津山市山下九九―一

令和七年十月一日

有限会社 あしだ薬局 高野店

津山市高野本郷二二五八―九

令和七年十月一日

◎岡山県告示第四百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により、次の指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があった。

令和7年10月7日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

いちばん星

2 所在地

玉野市御崎二―一―四七

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社MRHM

2 主たる事務所の所在地

倉敷市帯高二〇―七

三 廃止年月日

令和7年9月30日

四 事業所番号

三三五〇四〇〇七七

五 サービスの種類

放課後等デイサービス

◎岡山県告示第四百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年十月七日

指定した医療機関

名称

りんご薬局

所在地

浅口郡里庄町新庄五三四一―一

担当する医療の種類

調剤

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年十月一日

◎岡山県告示第四百六十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年十月七日

指定を更新した医療機関 名 称	所 在 地	担当する医療の種類 調剤	岡 山 県 知 事	伊 原 木 隆 太	更新年月日
株式会社服部薬局二宮店	津山市二宮一九六一―一				令和七年十月一日

◎岡山県告示第四百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

辞退年月日

里庄薬局

浅口郡里庄町新庄五三四一―一

調剤

令和七年八月一日

◎岡山県告示第四百六十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和七年十月七日

番号	図 書 名	著 者	作 者	図 書 知 事 伊 原 木 隆 太 発 行 所	対 象
1	ぼんこん	もりの じる	作	空とぶろバ出版	幼 児
2	ぼくはかける	イ・ハジン	作	フレーベル館	”
3	ありんことカンナの花	内田 麟太郎	訳		
		ナムーラミチヨ	文	地 平 社	小 学 生 （ 低 ）
		毛利 まさみち	文		
		羽尻 利門	絵・作		
4	しゅっぱつ！でんしゃのうんでんし	麻生 かづこ	作	金 の 星 社	”
5	先生！おかわり禁止ってへんじやない？	イジヤマ アズサ	絵	金 の 星 社	小 学 生 （ 中 ）
6	はじめてのサイエンス レモン	セシル・ジュグラ	文	N H K 出 版	”
		ジャック・ギシヤール	文		
		ローラン・ジモン	絵		
		山本 萌	訳		
7	アインシュタイン	早野 美智代	文	G a k k e n	小 学 生 （ 高 ）
		ななはち			
		込山 ゆうは			
		ちはら ふみ			
		C o 2 れもん	絵		
		吉田 直紀	監修		
8	夏を走る！勇気とぼくらのペダル	高田 由紀子	作	あ か ね 書 房	”
		かわい ちひろ	絵		
		長尾 莉紗	訳		
9	この世は生きる価値がある	長谷川 まりる	著	ポ プ ラ 社	中 学 生
10	ぼくたちの卒業写真	天川 栄人	作	文 研 出 版	”
		くまおり 純	絵		

◎岡山県告示第四百六十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。
令和七年十月七日

		岡山県知事		伊 原 木 隆 文	
番号	種 別	名 称	発 行 者 等		
1	雑 誌	裏モノ J A P A N 2 0 2 5 年 1 0 月 号	鉄 人 社		
2	〃	劇画エマニエル v o l . 3 5	大 洋 図 書 社		
3	〃	COM I C A U N V o l . 3 1 1 2 0 2 5 年 1 0 月 号	ヒ ッ ト 出 版 社		
4	〃	C o m i c M a s y o 2 0 2 5 年 1 0 月 号	三 和 出 版		
5	〃	花 音 2 0 2 5 年 9 月 号	芳 文 社		

◎岡山県告示第四百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

工 種

宗津東町4番川

非補助土地改良事業（かんがい排水）

都縦貫樋門

〃

北七区11条準幹用水

〃

錦六区横4樋門

〃

西七区4条準幹排水

〃

錦中40樋門

〃

西七区1号2

〃

内尾2番樋門

〃

北七区6条10条樋門

〃

5号堅丘1交差樋門

〃

三 認可年月日

令和七年九月二十三日

◎岡山県告示第四百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良事業を行う者の名称

児島湾土地改良区

二 地区名及び工種

地区名

西七区支線93号

工 種

非補助土地改良事業（かんがい排水）

三 認可年月日

令和七年九月二十三日

令和7年10月7日 岡山県公報 第12742号

〔四五三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七
年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定し
た。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 調達件名及び数量
岡山県統合原子力防災ネットワークシステム機器賃貸借及び保守業務 一式
- 二 契約期間
令和八年三月十五日から令和十三年三月十四日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県危機管理課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和七年九月二十五日
- 五 落札者の名称及び所在地
東芝ＩＴサービス株式会社
神奈川県川崎市川崎区日進町一番地五三
- 六 落札金額
一月当たり一、九九九、〇三四円（うち消費税額及び地方消費税の額一八一、七三〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和七年八月八日

〔四五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

玉野市滝地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年九月二十五日	終 了 年 月 日

〔四五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市窪木字落合一〇三〇番一、一〇三二番一、一〇三二番二、一〇三一番九、一〇三一番一〇、長良一一六六番

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中央四丁目二番地一一九

中島 由雄

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十八日岡山県指令建指第四三五号

〔四五六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十月七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字東田一一九〇番一、一一九〇番八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中島二七番地一モデルノブローテC棟二〇二号室

岡 洋 輔

三 許可年月日及び許可番号

令和七年六月二十日岡山県指令建指第五一号

◎岡山県人事委員会公示第十二号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十三条第五項の規定により、次の職員団体を登録した。

令和七年十月七日

岡山県人事委員会委員長

安田

寬

職員団体の名称

登録の日

自治労津山広域事務組合職員組合

令和七年九月二十九日